

令和3年度第16回協働支援会議

令和4年2月15日（火）午後2時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、  
大野委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、植木主任

藤井座長 それでは、これから第16回協働支援会議を進めてまいりたいと思います。  
本日も当初は対面でという可能性も考えられていたようだったと思いますが、オミクロン  
のこの現状を受けて、オンライン会議で本日の会議も進行してまいります。

議事については、皆様にあらかじめ議題の次第をご通知させていただいていますが、ま  
ず第1が一般事業助成募集要項の確定についてです。

配付資料についてですが、まず資料確認を事務局のほうからお願いしたいと思いますが、  
その前に定足数が全員出席ということで満たされているということです。

それでは、事務局のほうから資料確認をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、本日の配付資料を確認させていただきます。本日、資料は三つござ  
います。

まず資料1、令和4年度一般事業助成募集要項（案）の主な修正内容について。

資料2としまして、令和4年度一般事業助成募集要項（案）。

資料3としまして、令和4年度一般事業助成スケジュール（案）となっております。

皆様、おそろいでしょうか。ありがとうございます。

藤井座長 それでは、議事に参りたいと思います。まず一般事業助成募集要項の確定に  
ついて。その①一般事業助成募集要項の修正内容について、事務局から説明をお願いした  
いと思います。

事務局 それでは、来年度の一般事業助成募集要項の修正内容について資料に沿って、  
事務局から説明させていただきます。

まず、資料1の令和4年度一般事業助成募集要項（案）主な修正内容についてをご覧い  
ただけますでしょうか。こちらは前回までの会議で皆様にご協議いただきました内容を踏  
まえまして募集要項の修正を行いまして、その主なところを列举しております。

それでは、各項目に入らせていただきます。これ以降資料1と資料2の募集要項を合わせてご覧いただければと思います。

まず、資料1の「1 事業目的の明確化」についてでございます。こちらは募集要項の1ページ目になりますが、区民の福祉の向上という目的を明確にしまして、広く区民や申請される方にわかりやすい言葉や文章を目指し、皆様にご確認いただきました文言となっております。

こちらは比較のために修正前、今年度まで用いていた文章を先にご紹介しますと、「新宿区では、NPO等の多様な団体と地域課題の解決に向けてともに取り組む協働を推進するため、協働推進基金を活用し、団体が単独で実施する社会貢献活動に助成しています」とこのように記載してございました。

こちらを皆様にご協議いただいたものを踏まえまして、「新宿区では、地域課題を解決し区民の生活をよりよくするために、社会貢献活動への協働推進基金を活用した助成を通じて、NPO等団体が安定した事業活動を行うための支援を行います」とこのように修正いたしております。

続きまして、「2 郵送の受付期限の変更」についてでございます。こちらは、募集要項の2ページ、7ページ、12ページに記載してございます。郵送での受け付けを今年度は、締め切り日の消印を有効という形にしておりましたが、締め切り日に区へ必着と改めてあります。来年度もコロナの状況が現時点では不明ですので、郵送での申請受付は行っていく予定ではありますが、本年度は申請受付期間の最終日を消印有効としていたところ、締め切り日後、数日間は申請書類が届く可能性などがあり、事務局で評価資料の取りまとめのタイミングがはかりにくかったということがございましたので、申請受付期間の最終日に必着という形に変更いたしました。この変更に伴いまして今年度、12日間としておりました申請受付期間を、来年度は4月1日から14日までの14日間としたいと考えてございます。

次に、「3 評価基準の変更」です。こちらは募集要項3ページをご覧ください。皆様からご意見を賜りながら検討いたしました評価基準をこちらに掲載しております。こちらをご協議いただいた際と付番などが異なりますが、順番は変えてございません。申請される団体へは、説明会や窓口にて、資金計画の内容ですとか取り組み方というのが評価につながるということをご案内していきたいと思っております。

次に、「4 対象経費算定基準の例示、人件費の上限及び注意書き等の追加」というと

ころです。こちらは経費関連ということでまとめさせていただいております。募集要項の8ページをご覧ください。

こちらの項目のところでは、消耗品費と印刷製本費をまとめまして消耗品及び印刷費としてございます。そして、対象経費の例示のところにつきましては、消耗品及び印刷費に団体のパンフレット、その他諸経費のところウェブ会議用有償アカウント使用料についてを追加しております。また、人件費では、対象経費とできる上限を、事業費の20%であったところを25%に変更しております。

続きまして、対象外経費の例示のところをご覧ください。こちらは委託費に「事業の全てを委託する」という文言を追加してございます。ここは、前回までの協議になかったところになるのですけれども、区が実施する他の助成事業を参照しました際に記載がございましたので、一般事業助成にも追記しております。これまで申請団体が直接実施をせず、事業の全てを委託するといったような申請はございませんでしたが、今後そのような申請があった場合に、こちらの例示を用いて説明ができるようにしてみました。また、この文言を追加することによって、申請できる事業内容が何か制約されるようなものではございませんので、今回追加させていただいております。

次に、募集要項8ページの下段のところをご覧ください。経費は事業に直接かかわるもののみ対象経費となること、今回追加しましたウェブ会議用有償アカウント使用料のほかにも、団体のアイデアを実現するために必要な経費であれば、対象となる可能性があることをご案内するために、キャラクターの吹き出しの形で記載いたしました。

そして、デジタル広告費用ですとかクラウドサービスといったITの活用にかかるような費用について、それらは事業ごとに対象となるかどうかというところの判断を個別で行っていく必要がございますので、ある程度の自由度を残すために具体的な事例の説明は控えまして、いろんな使い方ができるというところを連想できるようなイラストを掲載して、まずは区への相談を促すように記載をしてございます。

続きまして、募集要項の9ページをご覧くださいませでしょうか。こちらには、ウェブ会議用有償アカウント使用料を計上する場合の注意事項を掲載しております。こちらは精算の関係で、年額ではなく月額で積み上げること、またスケジュールの履歴の報告が必要となることをご案内しております。

こちらのほかに募集要項の18ページに収支予算書、26ページに収支決算書を載せてございます。こちらにつきましても、ただいまご説明しました内容を踏まえた修正を適宜

行っております。

続きまして、「5 助成事業計画書のレイアウト変更」についてです。募集要項の14ページから17ページのところになります。

ここではご協議いただきましたとおり、記載欄の中の項目を変更しまして、さらにいただきましたご意見を踏まえて、過去の実績ですとか他の助成の有無を記載する欄を⑧と⑨番になるのですけれども、最後に持ってくることで、事業計画の内容を中断することなく読み進められるようにいたしました。

最後に、「6 自己評価表のレイアウト変更」についてご説明します。募集要項31ページをご覧ください。

こちらもいただきましたご意見を踏まえまして、目的である地域課題の解決から記載ができるように、項目の順番を入れ替えてございます。続く裏面になりますが、32ページ目です。そちらでは、課題だけでなくよかった点も記載できるほうが、団体は書きやすいのではないかというご意見がありましたので、「よかったこと、また課題や改善策」というふうに文言を修正してございます。

主な修正箇所はこちらで以上となります。このほかに3年度となっていたものを4年度にするといった時点修正ですとか、あとは軽微な文言修正、文言整理を行ってございます。また、募集要項中の日付はまだ確定したものではなく、仮置きをしたものになってございます。

こちらの内容でよろしいかどうか、恐れ入りますが皆様でご協議をお願いできますでしょうか。

藤井座長 今、一般事業助成募集要項、その修正内容について逐次説明をしていただいたところですが、修正内容については、募集要項の本文で、赤字で示されていて、今説明でもよくわかったのですが、私のまず受け取りで言いますと、本当に適正に忠実にここでの論を修正案に反映していただいていると思います。

本日のこの要項についての修正についてのご意見を伺う機会というのは、今回が最後ということですので、さらにお気づきの点も含めてご意見がございましたらどうぞ積極的に、改めて文字になって見てみるとということもあると思いますのでご意見をお願いします。

いつものとおりですが、議事録作成のためにご発言の前にお名前をお伺いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

松井委員、どうぞ。

松井委員 松井でございます。いろいろと皆様のご意見をきれいにまとめてくださってありがとうございます。

まず、申請書が、記入ポイントがすごくわかりやすくなっていて、私も見慣れたせいもあるのかもしれないのですけれども、とても読みやすい、見やすいなという印象を受けました。ありがとうございます。

ここから先は個人の意見なので、皆様のご意向もどうかと思うのですが、私が、気がついた点を幾つかお伝えします。まず4月14日まで締め切りを設定して下さったりして、その必着というところが3カ所あるのですけれども、二重線が引かれているところと引かれていないところがあるので、それを統一するのはどうなのかなということを少し気になったということが1点目です。

それから、2ページのところなののですけれども、「5 対象期間」と「6 助成対象経費」のところの5の後ろに「実績報告の際に、原則としてすべての助成対象経費に係る領収書が必要となります」という文言があるのですが、経費にかかわるので6のほうがいいのか、このままでいいのかどうなのだろうなというのが少し気になったところでございます。

それから、本当に細かいことで申し訳ないのですけれども、12ページのイラストのところなののですけれども、ここに申請時にも確認しておいてくださいというのを入れたほうがいいのかないかなと思ったのですけれども。何しろその実績報告のことについては申請の際、もし私が申請するのだとしたら、先のことだから後でもいいかなという感覚であまり読まなくなってしまうと思うのです。

でも、この段階であったりするとまだわかりやすいのかなと思ったので入れる場所、申請時にも確認しておいてくださいというイラストが、たしか後ろのほうにあったと思うのです。何番だったかな。相当後のほうにあって、ここまで。

事務局 23ページですかね。

松井委員 そうです。私だったらここまで見ない可能性もゼロではないかなと思ったので、確実に個人の意見ですけれどもそれを感じたのでお伝えします。

以上、私が、気がついた細かいところなののですけれども、お伝えいたしました。

藤井座長 3点ご指摘がありました。いかがでしょうか。必着とされているところで二重線が引いてあるところと引いていないところ。そして、2ページの5、6の項目で5

の最後のその1行、これを経費のほうに含めてはいかがかということ。そして、12ページのイラストの吹き出しのところで、23ページのところにも吹き出しで「申請時にも確認しておいてください」というふうに書いてあるこの文言があるのですけれども、それを12ページのところでも示されてはいかがかというところでもよろしかったでしょうか。

いかがでしょうか。

事務局 今お気づきいただいたところ、松井委員は細かいところとおっしゃっていただいています、とても重要なところかなと思います。まずこの必着のあたり。トラブルにもなりかねないところで、強調したくて我々も二重線を引いていたようなところがありますので、まず2ページのところに二重線を引くような形でここはそろえたいと思います。

そのまま2ページの「5 対象期間」のところの「実績報告の際に」というところですが、ここに載せた理由としては、多くの団体が、まずは申請にかかるところだけをお読みになり、最後までなかなか見ていっしやらないことが多く、後々になって、こういうことも必要な手続だったのということが多々あります。事務局のほうからもきちんとご説明はするので、なかなか一番最初にご理解いただいた上でのほうがスムーズには運びますので注意喚起したい気持ちもありましてここには載せております。

なので、そういう方向性で行くのであれば、23ページのところに書いてあるものを12ページのところでも申請時にきちんと確認をしていただきたいというところをアナウンスするというのが、こちらの方向性としては筋が通るのかなというふうに思いますので、そちらのような形で。ここで今キャラクターがしゃべっている申請の様式の書き方といったところの説明もありつつ、二重線に合わせてそちらも申請のときには確認した上でいろいろお書きくださいというのがわかるような形に記載をできればと思います。いかがでしょうか。

藤井座長 松井委員、どうぞ。

松井委員 私はそちらでよろしいかと思えます。皆様がよろしければぜひお願いいたします。ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 具体的な修正については今のことを確認して、後は事務局のほうで一任という形になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 ほかはいかがでしょうか、お気づきの点、どうぞ。

藤井座長 かなりこれは2回にわたってよく議論したところですので、今回の報告、修正前を見ていると、もう本当に忠実適正に反映されているというところがありますので、また新しい気づきがあればどうぞ。今のように、松井委員のようにお話しただけならば思うのですがいかがでしょうか。

関口委員。

関口委員 では、関口ですが1個いいでしょうか。いろいろと修正していただきましてありがとうございました。多分商品名を出せないのも、ウェブ会議用有償アカウント使用料になってしまうと思うのですけれども。個々の会社のサービス名は入れられないという制約からそうになってしまうとは思いますが、そこはそう言われると何なのかなという気もしてしまうので、何かもちろんイラストとかも入れていただいているので伝わるとは思うのですが、説明会とか個別相談とか、私も講演をさせていただくのですが、その場ではもうちょっとかみ砕いて言おうとは思っているのですけれども、要はそういうことだというのが伝わるようにしていただけるといいかなというふうには思いましたので。内容としては、要項としてはしょうがないと思うのですけれども。

事務局 そうなのです。こちらはおっしゃるようなところがまずはあるのですけれども、一概にシェアというか、何かデータがあるわけではないのですが、私がこの前の協議のときに調べたものでは、同様のサービスはほかのところでも使っているようなところがありましたので、そういったのも含めて限定せずにといったところ。そういったのも意味合い等はあるのですが、おっしゃるとおり、逆にこういう書き方をすることによってピンと来ないという部分があるかもしれませんので、いわゆるというところのご説明はさせていただきます。ありがとうございます。

藤井座長 関口委員もおっしゃったように説明のときに口答で例示を挙げてということでもわかりやすく。

ほかはいかがでしょう。では、平野委員。

平野委員 平野です。いただいた資料の2ページの対象期間なのではございますけれども、3月31日までというふうには書いてあるのです。確かにそうなのだけれども、私どもは別の助成事業を幾つかやっていて、その要項にも入れているのですけれども、コロナだとか緊急事態が生じて、予定されていたものが、期をまたぐことも当然あるわけだから、そこについて書くのか、書かないかもありますけれども、もしご対応するつもりがあるならば、どこかにそれとわかるような記載を入れたほうがいいのかもかもしれません。いわゆる緊急事態

といいますか、今回の感染予防の観点で延期をせざるを得なかったときに予定されていて、その支出が想定されているものだけでも、この期間がまたぐということです。そこだけご検討いただければなと思います。

以上でございます。

藤井座長 要は、事情変更というか、不測の状況が起きたときに期間をまたぐこともあるということをただし書きで書かれてはどうかというご意見だったと思うのですが。

事務局 こちらについてなのですが、大変申し訳ないのですが、区役所の会計年度というものが、基本的に単年度ですべて事業は行っている関係がございまして、どうしてもその年度内にかかった費用は、出納整理期間を経てきちんとその年度の収支を確定させなければいけないというところがございます。

なので、万が一そういった緊急事態宣言等により3月31日までに実施ができず、事業を延期したいというお申し出がありましても、使わなかった費用に関しては精算の中でお返しいただくという手続をとっていくような形になってしまうのです。

なので、こちらについては、あくまでも3月31日というのは皆様に必ず守っていただく期限となっております。

藤井座長 今説明では、役所は会計年度の単年度主義でやっているという制度制約からこうならざるを得ないということですが、今おっしゃったようにもう本当に大規模な想定を超えるような事態が発出したときには、これはその時々柔軟機動に対応されるというのは、そういうことになるのだらうと思うのですが、これをあえて今こういう事態が続いていますので、あえてということのご意見だったと思うのですが、そのときはもう本当に機動的に適正に対応されるということで、一応この文言として書かれるのはここにとどめたいということでしょうか。

事務局 そうです。なので、そういったことも想定されますので、申請の時点で3月31日に何かイベントを実施したいと言った際に、そういった危険性があることをよくよくお考えいただいてご検討いただくということも、こちらのほうからはご案内することになります。

やはりこういった事態がいつ、どういうふう収束するのかということも含めて、誰にもわからないような状況ですので、そういったリスクがありそうな日程でのものです。そういったものについてはご相談いただいたり、申請を受けたときにお話しさせていただくこととなります。



藤井座長 平野委員、いかがでしょうか。

平野委員 お考えだろうから、私が言っていたのは、別に3月31日にイベントを指しているわけではなくて、そういう今の感染症の対策は別に1日の話ではなくてその期間を指すから、当初計画されたものがその期間を避けて、それを後ろ倒しになるものはだめだということを初めに決めてしまうなら、それはそれで私の事業ではないから、皆さんが決めたことならそれはよろしいのではないですか。

以上です。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 先ほども申しあげましたように、会計年度の制度制約はやっぱり大きいんです。だから、もちろん繰越事業のかかる事態というのは、もう本当にないわけではないのだろうと思うのですけれども、そういう事態が発出したときにはそうした柔軟対応も考えられると。そのときに改めて周知するということになるのだろうと思うのですが、まずこの要項という形ではこういう文言でまずお示しするということになるのでしょうか。

事務局 そうですね。こちらについては、やはりその単年度会計を超えるということ自体が、そもそも私たちにもどうにもできないものになりますので、ここは我々どうしても守らなければいけないところにはなってしまうのです。

令和3年度で助成金という形で皆様に1回前払いでお渡ししているお金になりますので、額を確定させて幾ら使ったのかというのを単年度の出納閉鎖期間までに確定させないと、これは別の問題が出て来てしまいまして、そちらを見据えた、複数年を見据えた事業というのは、また別の手続を踏んでやらなければいけないものでもありますから、こちらはちよっと対応がいたしかねるというものにはなります。

藤井座長 今も平野委員もそういうことであればそうだとお話しいただきました。

ほかは何かございますでしょうか。

竹井委員、どうぞ。

竹井委員 画面を共有させていただきます。

(募集要項1ページを表示)

これは全部すごくわかりやすくなっていたので特に言うことないかなと思ったのですが、1点だけ最初の冒頭にこの「NPO等団体が安定した」という言葉があるのですけれども、ここにかかる言葉はその次はNPOという文言は。このNPOとはどこにかかって

いるかと言ったらこの「3 助成対象団体」になるのですよね。

事務局 そうですね、はい。

竹井委員 はい。なのですけれども、ここではボランティア団体とか書いてあって、あくまで区民視点になってしまうのですけれども、NPOは多分わかって当然だと思っているのかもしれないのですが、ここだったら文言を統一したほうがわかりやすいのかなと思いました。

何か全部NPOと見てみると、これ、結局どこのことを言っているのだと多分わからなくなってしまう人もいるかもしれないので、このNPO等とはここであるみたいな話があるか、もしくはここだったらボランティア団体という言葉を使っているの、ボランティア団体等という言葉でもいいのかなというふうにちょっと感じました。いかがでしょうか。

藤井座長 今、竹井委員からのご指摘で1 ページ目のところで、ここは赤字で書いてあるところの2行目の真ん中あたりに「NPO等団体が」とこうなっている。ここの文言は、直接はこの同じページの3の項目、助成対象団体。いずれかに該当する団体とこうして、(1)で特定非営利活動法人、これは通常法上の名称になるわけですよね、いわゆるNPO法人。(2)でボランティア活動団体と併記されて書いてあるということで、確かにそうですね。NPO等でこの両者を指していらっしゃると思うのですが、むしろそれだったら竹井委員の。間違った僕の聞き取りかもしれないのですが、ボランティア活動団体等としたほうがわかりやすいのではないかと、こういうことでしたでしょうか、竹井委員。

竹井委員 そうです。僕はNPOとか、その辺がまだ詳しくわかっていないところもあるので、一般の多分区民の方から見たらそっちの言葉のほうが腹落ちするのかなと思いました。

意味合いとか何かの間違ってなければ、わかりやすいほうにしたほうがいいかなと思います。

事務局 そうですね。

関口委員 1個いいでしょうか、では私から。

藤井座長 関口委員。

関口委員 確かに日本でのこのNPOという言葉の伝来と普及が、いろいろと特異的なところもあるので、一般にはNPOというと別にいわゆる特定非営利活動法人、NPO法人だけではなくて学校法人とか社会福祉法人とかも含むような広範な概念なはずなのですが、日本だとNPO法人ということが略称として定着してしまったので、それに釣

られてNPOというNPO法人を指すというふうに解釈する方もいたりして、ここはなかなかいろいろあるのです、捉え方が。

おっしゃるとおり3番にかかってくる話だと思うので、NPO法人が含まれているということを言いたいのであれば、NPO等団体ではなくてNPO法人等団体とか、NPO法人等のボランティア活動団体とか、何かそういうふうにまとめたほうがいいと思いますし、特にNPO法人が含まれるということを強調しなくてもいいのであれば、NPO等団体と言ってしまうとトートロジーというか、同じことを二度言うことになってしまうので、NPO等にしてしまうとか。少し確かに修正したほうがいいとは思いますが、どっちにせよ。

藤井座長 いかがですか。どうぞ皆さん、ご意見、お話をもうかつたつにやっていただければと。NPO・ボランティア活動団体等も考えられるのですが。

どうぞ、いかがでしょうか。

山田委員。

山田委員 山田ですけれども、よろしいでしょうか。

藤井座長 どうぞ。

山田委員 確かにこの1番の目的と3番の助成対象団体ということが、今整合性がとれていないということと、それからもう一つは読む人にわかりやすいようにという、そこがポイントだと思います。

この一般事業助成ですとか、今回テーマになっているものが、区役所側から捉えたときにそもそも引き続きスタートが、ここに出ています非営利活動法人ですとかボランティア団体の活動を通して社会をよくしていくために、あるいはその経過として団体の育成なり、機能強化につながるよというところがスタートなのです。

そこで一方で新宿区の場合には、高齢者は高齢者の、障害者は障害者の、子どもは子どもにかかる、緑は緑にかかるみたいな目的別の基金というものを持ってまして、それぞれボランティア団体の方なんかの手を挙げていただいて、その助成金を活用してというようなそんな活動も行っていきます。

くどくど長くなってしまっているのですけれども、この辺の出自ですとか、今回ほかの基金に比べて評価がこの基金はやっぱりある程度ハードルが高くて出しているというようなところもありますので、結論からすると1番の目的のNPO団体の後ろに例えば括弧か何かで特定非営利活動法人・ボランティア活動団体、括弧閉じみたいなものを入れて、1と3の関係をそこで整理してはいかがでしょうかというのが一つご提案なのですけれども、

いかがでしょうか。

藤井座長 今、山田委員からのご提言です。この1番の文言、目的のほうの文言とNPO等団体という2行目の真ん中です。この主体についての文言と、主体か客体かですが。3番の助成対象団体、ここの(1)(2)のそれぞれの団体です。該当する団体としますというふうに書いてある二つ。いずれかに該当する団体とこう書いているので、ここで整合を図るためにNPO等括弧して特定非営利活動法人・ボランティア活動団体等、括弧閉じるとしてはいかがかと、そういうご提案と解してよろしいでしょうか、山田委員。

というご提案ですが、これはわかりやすいですね。はっきりと整合性がきちんと間違いなくとれています。

いかがでしょうか、皆さん、ご意見をどうぞご自由にお願ひします。

竹井委員 竹井です。非常にわかりやすくなったと思います。大丈夫です。それでお願いいたします。

事務局 承知しました。ありがとうございます。

藤井座長 いかがですか、ほか、皆さん、よろしいですか。確かにわかりやすい。もう整合という点ではもう本当に整合性がぴったりとれます。

では、そのように。そのようにというか、改めて確認ですが、事務局のほうで文言を確認してください。1番の目的のところの2行目、NPO等か。

事務局 NPO等と団体の間に括弧書きで下の3番の助成対象団体に書いてあります特定非営利活動法人・ボランティア活動団体等が、括弧閉じ、団体が安定した事業活動を行うためという形でよろしいでしょうか。

藤井座長 よろしいでしょうか。ご提案の山田委員、いかがですか。

よろしいでしょうか。では、それで修正をお願いします。これも事務局一任でお願い、責了ですか、いわゆる。していただきます。お願いします。

事務局 承知いたしました。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。ほかは何かお気づきの点、ご提案、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

最後の機会ということで申し上げましたが、よく精査してご意見、改善点が出て大変よかったですと思います。

それでは、次に移ってよろしいですか。議題の②についてですが、一般事業助成募集から選定のスケジュールについてです。事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局 では、2 番目のスケジュールについてのご説明をさせていただきます。

関口委員 1 点だけいいですか、1 個だけ。

藤井座長 どうぞ、関口委員。

関口委員 多分、今回どうしようもないので一応テイクノートというか、メモ書きで残しておいていただきたいですけれども、13 ページの記入例の押印。代表者印の押印はこれ、やっぱりまだ必要になってしまうのですか。

事務局 はい。こちらはこの申請をもって今、助成金を実際に団体に支出するときの関連書類としても使わせていただいているものなのです。そうすると庁内の全庁的な会計事務の取り扱いといったところで、今まだこちらの押印は必要になっております。

関口委員 これはだからもう区役所の中ではもうどこでも、別に今回のこれに限らずいたし方ないことですか。

事務局 そうですね、はい。会計に絡むようなところではちょっとなかなか。

関口委員 なるほど、わかりました。それでは、そういうところだろうとは思ったのですけれども、一応確認でした。

藤井座長 ありがとうございます。いや、確かにそうです、これも気づきで。

それでは、引き続き議題についての説明をお願いします。

事務局 では、先ほどのスケジュールのほうに戻ります。こちらについてご説明いたします。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業選定の手続を中止した経緯がございまして、3年度は影響にかかわらず手続を継続できるようにと、手続のスケジュールですとか評価の手法といったものを工夫しまして、皆様にご協力をいただきました上で無事に事業を選定することができたところでございます。

こちらの4年度、来年度はもう少し状況が、コロナの状況が好転するかとも思われていたのですけれども、現時点でまた予測しづらい状況となってしまいましたので、事業選定までのスケジュールは、多少の不測の事態といいますか、緊急事態宣言ですとか、そういったものがあっても継続できるようにというところで、今年度の手法を踏襲しまして、助成対象期間を7月からとさせていただきたいと考えております。

それでは、資料3を改めて恐れ入ります、ご覧ください。

こちら4年度の事業選定にかかるスケジュールの案になってございます。

まず説明会についてです。今年度は対面が困難なところから、説明会にかわりまして動

画を作成しまして、区の公式のY o u T u b eで配信をいたしました。

来年度については、オンライン会議の手法、こういった形で事務局も少しなれてきたところもございますので、説明会自体をオンラインで実施したいと考えております。日程は、そちらに書かせていただきましたとおり3月末の29日火曜日、30日水曜日の2日間。こちらで一般事業助成の制度や申請書類の記載方法に関する説明を行います。また、各日とも説明会の前には、令和元年度と同様に講演会を行いたいと考えてございます。この講演会では、これまでも申請に関するポイントを、実際に評価を行っていただく協働支援会議の委員の方からお話しいただいておりますので、今回先ほどもお話がありました。関口委員と伊藤委員に講師をお願いしてございます。

一般事業助成のこちらの申請を考えていらっしゃる方には、できるだけ多くご参加いただけるよう周知のほうを頑張ってまいりたいと思っております。

続きまして、申請受付期間についてです。4月1日から14日までの14日間とさせていただきますと思います。今年度で申し上げますと、今年度は4月1日から4月12日までの12日間、営業日で言うと8営業日になるのですが、そちらを2日間延長しまして14日間、10営業日というふうに考えています。

延長の理由ですが、先ほどのご説明とも重複してしまうのですが、郵送の受付期限を消印有効から必着というふうに変えましたので、郵送する方にとって申請受付期間が短くなったりするようなことがないように、郵便事情を踏まえまして2日間延ばすことといたしました。

その後のスケジュールは、今年度と同様の項目で進めていきますけれども、今年度のスケジュールの中で期間がちょっとタイトであったりした項目とかがございましたので、そういった期間などを見直しながらスケジュールを仮置きさせていただいております。

5月末には書類による一次評価、6月末には公開プレゼンテーションの二次評価を実施しまして、7月1日には助成決定通知を団体の皆様に送付できるようにしたいと思っております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。そうしたらご質問などがありましたらお願いいたします。

藤井座長 スケジュールについて、資料3に基づいて今説明をいただいたわけですが、

今年度との対比、並べて説明をいただいているのですが、説明のときに基本的には来年度も今年度を踏襲するというご説明でした。そういう意味では既に我々、今年度歩んでき

た道ですのでイメージしやすいと思うのですが、何かご質問がございましたらどうぞ。

藤井座長 何か今年度でお気づきの点がありましたでしょうか。

このままで、今年度同様でよろしいでしょうか。

事務局 大丈夫でしょうか。

藤井座長 皆さん、よろしいですか、ご同意いただいたようです。

では、このスケジュール案でご了承を頂戴したということで、今後も進めていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 それでは、その他についてですが、その他については何かございますか。

事務局 今回は、その他についてはご発言等々ございません。

藤井座長 そうですか。では、もうサクサクとなのですが、では次回開催について議事を進めてよろしいですか。次回開催についてお願いします。

事務局 ご案内いたします。次回の開催でございます。第17回の協働支援会議としまして、来月3月24日木曜日、午後2時からを予定しております。議題としましては、4年度の協働支援会議についてといったところと、今年度実施しております協働事業の進捗状況調査という庁内での調査がございます。そちらの結果が出ておりますので、そちらについてご報告させていただけたらと考えております。

開催方法は本日と同様オンラインと考えております。

以上で次回のご案内となります。

藤井座長 またオンラインですが、しばらく続くかと思っておりますので。

それでは、今日は以上をもって議事を終了したといたします。

それでは、よろしいでしょうか。本日は以上となります。ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —